

第4章 環境配慮計画書に対する審査結果 と指定開発行為者の見解

第4章 環境配慮計画書に対する審査結果 と指定開発行為者の見解

「堤根処理センター整備事業に係る環境配慮計画審査書」（令和元年8月28日）の送付を受け、この審査書の審査結果に対する指定開発行為者の見解等は、表4-1(1)、(2)に示すとおりである。本事業の実施にあたっては、これらの事項を踏まえ、周辺環境に十分配慮して事業を進めていく計画である。

表4-1(1) 環境配慮計画書の審査結果と指定開発行為者の見解

環境配慮計画審査書の審査結果及び内容	指定開発行為者の見解
<p>全般的事項 本対象事業は、ごみ焼却処理施設の建替事業であり、環境配慮計画書では、「事業の位置及び規模」、「施設の配置及び構造」の検討経緯を示すとともに、ごみ焼却処理施設の配置、煙突の高さに関する複数案を策定し、各案が環境に及ぼす影響について比較検討が行われている。</p> <p>既存施設を解体し、新たなごみ焼却処理施設を建設するに当たっては、より積極的な環境配慮が求められることから、環境配慮計画策定者が複数案を踏まえて対象計画を策定する際には、環境配慮事項について更なる検討を行うとともに、本審査意見の内容を確実に遵守すること。また、環境配慮計画書に示されている複数案から対象計画を策定した経緯については、条例環境影響評価方法書で明らかにすること。</p>	<p>本事業は、市民から排出されるごみの処理を安定的に行うため、老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、最新の技術を用いた新たなごみ焼却処理施設を整備するものです。</p> <p>環境配慮計画書では、現時点の事業計画の内容を示すとともに、配置、煙突の高さに関する複数案を設定し、環境に及ぼす影響について比較検討を行いました。</p> <p>環境配慮事項については、複数案から絞り込んだ対象計画について具体的な検討を進めているところであり、その内容は、条例環境影響評価準備書に記載します。</p> <p>また、対象計画の策定については、環境配慮計画書の予測・評価の結果や、市民等からの意見、環境配慮計画書の審査結果とともに、施設の利便性・経済性も考慮し複数案の絞り込みを行いました。その経緯と決定した結果を条例環境影響評価方法書に記載しています。</p> <p>なお、本審査結果の内容についても確実に遵守します。</p>
<p>(1) 対象計画策定に関する事項 ア 対象計画策定に当たっては、住宅地への影響や、計画地が面する市道提根2号線への影響に配慮し、検討すること。</p>	<p>対象計画策定に当たっては、住宅地への影響や、計画地が面する市道提根2号線への影響に配慮し、住宅地までの距離を確保でき、現状からの環境の変化が小さいと考えられる配置（既存施設と同様の配置）としました。ただし、建屋規模が現在よりも大きくなることから、更なる環境配慮事項について検討を行っていきます。</p>
<p>イ 緑化計画の策定に当たっては、できるだけまとまった緑化地の確保や、緑化地間の連続性を担保するよう検討するとともに、景観上の効果も考慮した樹木の選定や配置を検討すること。</p>	<p>対象計画策定に当たっては、既存施設と同様の配置としました。これに基づき具体的な緑化計画について検討を進めているところであり、緑化地間の連続性や景観上の効果にも配慮し、緑化地の配置、樹種の選定、管理等について検討を行い、その内容については条例準備書に記載します。</p>

表 4-1(2) 環境配慮計画書の審査結果と指定開発行為者の見解

環境配慮計画審査書の審査結果及び内容	指定開発行為者の見解
<p>(2) 今後の環境影響評価手続に関する事項 条例環境影響評価方法書等における環境影響評価については、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ、工事中及び供用時の環境影響要因の抽出を行い、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響要因の区分に応じて、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。 また、建替事業であることから、できる限り現状と比較し、わかりやすく示すこと。</p>	<p>本事業の環境影響評価について、条例方法書では、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ環境影響要因の抽出を行い、事業計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価の手法を検討し、その内容を記載しました。 また、今後の条例方法書の手続きを踏まえ、最終的に決定した調査、予測及び評価の手法に基づき適切な環境影響評価を実施するとともに、本事業は建替事業であることから、できる限り現状と比較した上で、わかりやすく記載するよう条例準備書において配慮します。</p>